

法学研究科学位論文等審査基準及び最終試験実施要領

【学位論文等審査基準】

学位論文（以下「修士論文」という。）又は課題研究報告書の審査は、以下の観点により行う。

- ① 当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
- ② 研究テーマの設定が専攻する科目及び分野に対して妥当なものであり、修士論文及び課題研究報告書作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- ③ 修士論文及び課題研究報告書の記述（本文、図表、引用、文献表等）が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっているか。
- ④ **【修士論文作成の場合】**
設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則り具体的な分析・考察がなされているか。
【課題研究報告書作成の場合】
テーマを設定し、調査により入手した資料・データに基づいて、関連情報を正確に把握できているか。
- ⑤ 当該研究領域の理論的見地又は実証的見地から見て、独自性、独創性を有しているか。

【最終試験実施要領】

最終試験は、以下の方法により行う。

- ① 提出された修士論文の内容について、質疑応答を行う。
- ② 修士論文作成にあたっての研究方法について、質疑応答を行う。

【評価】

「合」：修士論文としての水準に達していると認められ、一定程度以上の研究が行われたと認められる。

「否」：修士論文としての水準に達しておらず、適切な研究が行われたと認められない。